





おいて同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

して農林水産省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、第一項の農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

に、それぞれ付随し、又は関連する業務として農林水産省令で定めるもの

第十一條の十六第二項中「前項を」「第一項に」、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同各第三項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一項に規定する「変更対象外契約」とは、  
契約条件の変更の基準となる日において既に  
共済事故が発生している共済契約(当該共済  
事故に係る共済金の支払により消滅するこ  
となるものに限る)その他の政令で定める  
共済契約をいう。

第十一条の三十四 行政庁は、前条第三項の規定による承認をした場合において、共済契約者等の保護のため必要があると認めるとき

は、当該組合に対し、期間を定めて、共済契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができる。

く。) 共済事業

## 同章第二節の次に次の二節を加える。

第十一条の三十三 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、その業務又は財産の状況に昭らしてその共済事業の継続が困難となる蓋然性がある場合には、行政府に対し、当該組合の変更

に係る共済契約(変更対象外契約を除く。)について共済金額の削減その他の契約条項の変更(以下この節において「契約条件の変更」と

第十一条の三十六 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、契約条件の変更を行おうとするときは、第十一条の三十三第三項の規定による承認を得た後、契約条件の変更につき、総会の議決を経なければならぬ。前項の議決には、第四十六条の規定を準用する。

前項の組合は、同項の申出をする場合に、  
は、契約条件の変更を行わなければ共済事業  
の継続が困難となる蓋然性があり、共済契約  
者等の保護のため契約条件の変更がやむを得  
ない旨及びその理由を、書面をもつて示さな  
ければならない。

行政庁は、第一項の申出に理由があると認  
めるとときは、その申出を承認するものとす

第一項の議決を行う場合には、同項の組合は、第四十三条の五第三項の通知において、会議の目的たる事項のほか、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、經營責任に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を示さなければならぬ。

— 1 —

第一項の議決を行う場合において、契約条件の変更に係る共済契約に関する契約者割戻しの他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならぬ。

前項の方針については、その内容を定款に記載しなければならない。

第十一條の三十七 前条第一項の議決又はこれとともに行う第四十六条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る議決は、同条（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、出席した組合員又は会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にことができる。

前項の規定により仮にした議決（以下この条において「仮議決」という。）があつた場合においては、組合員又は会員（第十二条第一項第二号から第四号までの規定による組合員又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定による会員を除く。）に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から一月以内に再度の総会を招集しなければならない。

前項の総会において第一項に規定する多数をもつて仮議決を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮議決をした事項に係る議決があつたものとみなす。

第十一條の三十八 第十条第一項第十号の事業を行なう組合の理事は、第十一條の三十六第一項の議決を行なうべき日の二週間前から第十一條の四十四第一項の規定による公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他農林水産省令で定める書類並びに第十一條の三十六第四項の方針がある場合にあつてはその方針の内容を示す書類を各事務所に備え

て置かなければならぬ。

組合員及び会員並びに共済契約者は、いつでも、理事に対し前項の書類の閲覧又は贈写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

第十一條の三十九 行政庁は、第十一條の三十

三第三項の規定による承認をした場合において、必要があると認めるときは、共済調査人を選任し、共済調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができ

きる。

前項の場合においては、行政庁は、共済調査人が調査すべき事項及び行政庁に對して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

行政庁は、共済調査人が調査を適切に行つていないと認めるときは、共済調査人を解任することができる。

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十条及び第六十一条第一項の規定は、共済調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「行政庁」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事再生法第六十一條第一項に規定する費用及び報酬は、第十一條の三十三第三項の規定による承認に係る組合（次条第一項及び第九十九条の七において「被調査組合」という。）の負担とする。

第十一條の四十 共済調査人は、被調査組合の役員及び参考その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査組合の業務及び財産の状況（これら者の者であつた者については、その者が当該被調査組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被調査組合の帳簿、書類その他の物件を検査するこ

とができる。

共済調査人は、その職務を行うため必要が

あるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第十一條の四十一 共済調査人は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が共済調査人の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。

共済調査人が法人であるときは、共済調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

第十一條の四十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、第十一條の三十六第一項の議決があつた場合（第十一條の三十七第三項の規定により第十一條の三十六第一項の議決があつたものとみなされる場合を含む。）には、遅滞なく、当該議決に係る契約条件の変更について、行政庁の承認を求めなければならない。

行政庁は、当該組合において共済事業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第十一條の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更が当該組合の共済事業の継続のために必要なものであり、共済契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の農林水産省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。

第十一條の四十三 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第十一條の三十六第一項の議決に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る共済契約者（以下この条において「変更対象契約者」という。）に対し、同項の議決に係る契約条件の変更の内容を書面をもつて、通知しなければならない。

前項の場合においては、契約条件の変更の内容を書面をもつて、通知しなければならない。

やむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他農林水産省令で定める書類並びに第十一條の三十二とする。

第二章第二節中第十一條の十五の三を第十一條の三十二とする。

組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。」を削り、「当該組合」を「当該農業の經營を行うことについての同意を当該電磁的方法により得た組合」に改め、同条を第十三条の三十一とする。

第十三条の十五を第十三条の三十とし、第十一条の十四を第十三条の二十九とし、第十一条の十三を第十三条の二十八とする。

第十三条の十二中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「第十三条の八第一項」を第十三条の二十三第一項に改め、同条を第十三条の二十七とする。

第十三条の十一を第十三条の二十六とし、第十三条の十を第十三条の二十五とし、第十一条の九を第十三条の二十四とし、第十一条の八を第十三条の二十三とする。

第十三条の七中「前条」を「第十三条の十七」に、「同号の事業」を「共済事業」に改め、同条を第十三条の十九とし、同条の次に次の三条を加える。

第十三条の二十 第十条第一項第十号の事業を行なう組合(農林水産省令で定める要件に該当する農業協同組合を除く。)は、理事会(第三十条の二第四項の組合にあつては、経営管理委員会において共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項として農林水産省令で定めるものに関与させなければならない。

共済計理人は、共済の数理に関して必要な知識及び経験を有する者として農林水産省令で定める要件に該当する者でなければならぬ。

第十三条の二十一 共済計理人は、毎事業年度末において、次に掲げる事項について、農林水産省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を理事会に提出しなければならない。

任準備金が健全な共済の数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者割戻しが公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他農林水産省令で定める事項

共済計理人は、前項の意見書を理事会に提出したときは、遅滞なく、その写しを行政庁に提出しなければならない。

行政庁は、共済計理人に対し、前項の意見書の写しについて説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に關し必要な事項は、農林水産省令で定めること。

第十三条の二十二 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づく行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。

第十三条の六中「同号の事業」を「共済事業」に改め、同条を第十三条の十七とし、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の十八 第十条第一項第十号の事業を行なう組合は、農林水産省令で定める共済契約について、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定(次項において「特別勘定」という。)を設けなければならない。

前項の組合は、農林水産省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産により「農林水産省令の定めるところにより」を削り、「その事業の種類ごとに、

責任準備金を計算し、これを「共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金」に改め、同条を第十三条の十三とし、同条の次に次の三条を加える。

第十三条の十四 第十条第一項第十号の事業を行なう組合は、毎事業年度末において、共済金等の支出として計上していないものがあるときは、農林水産省令で定めるところにより、支払準備金を積み立てなければならない。

第十三条の十五 第十条第一項第十号の事業を行なう組合は、毎事業年度末において、農業協同組合にあつてはその所有する資産で第十三条の十七の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するもののうちに、農業協同組合連合会にあつてはその所有する資産のうちに、それぞれ価格変動による損失が生じ得るものとして農林水産省令で定める資産(次項において「特定資産」という。)があるときは、農林水産省令で定めるところにより、価格変動準備金を積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて行政庁の認可を受けた場合における該認可を受けた金額については、この限りでない。

前項の価格変動準備金は、特定資産の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が特定資産の売買等による利益(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。ただし、行政庁の認可を受けたときは、この限りでない。

第十三条の四を第十三条の七とし、同条の次に次の五条を加える。

第十三条の八 主務大臣は、第十条第一項第十号の事業を行なう組合の共済事業の健全な運営に資するため、次に掲げる額を用いて、当該組合がその経営の健全性を判断するための基準として共済金、返戻金その他の給付金以下「共済金等」という。の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準その他の基準を定めることができる。

一 出資の総額 利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額の合計額

二 共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額として農林

水産省令で定めるところにより計算した額  
第十一条の九 第十条第一項第十号の事業を行  
う組合に對し共済契約の申込みをした者又は  
当該組合と共済契約を締結した共済契約者  
(以下この条において「申込者等」という。)  
は、次に掲げる場合を除き、書面によりその  
共済契約の申込みの撤回又は解除(以下この  
条において「申込みの撤回等」という。)を行  
うことができる。

一 申込者等が、農林水産省令で定めるところ  
により、共済契約の申込みの撤回等に関する  
事項を記載した書面を交付された場合  
において、その交付をされた日と申込みを  
した日とのいずれか遅い日から起算して八  
日を経過したとき。

二 当該共済契約の共済期間が一年以下であ  
るとき。

三 当該共済契約が、法令により申込者等が  
加入を義務付けられているものであると  
き。

四 申込者等が組合又は共済代理店(組合の  
委託を受けて、当該組合のために共済契約  
の締結の代理又は媒介を行う者で、当該組  
合の役員又は使用人でないものをいう。以  
下同じ。)の事務所その他の農林水産省令  
で定める場所において共済契約の申込みを  
したとき。

五 その他農林水産省令で定めるとき。

前項第一号の場合において、同項の組合  
は、同号の規定による書面の交付に代えて、  
農林水産省令で定めるところにより、当該申  
込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべ  
き事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用  
する方法その他の情報通信の技術を利用する  
方法であつて農林水産省令で定めるものをい  
う。以下同じ。)により提供することができ  
る。この場合において、当該書面に記載すべ  
き事項を当該電磁的方法により提供した組合  
は、当該書面を交付したものとみなす。

前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

共済契約の申込みの撤回等は、当該共済契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、当該申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、同項の規定による共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金として農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

第一項の組合は、共済契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかにこれを返還しなければならない。ただし、当該共済契約に係る共済掛金の前払として受領した金銭のうち前項ただし書の農林水産省令で定める金額については、この限りでない。

共済代理店は、共済契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該共済契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

共済代理店は、第一項の組合に共済契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償の支払その他金銭の支払をした場合において、当該支払に伴う損害賠償の支払その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができるない。

共済契約の申込みの撤回等の当時、既に共済金の支払の事由が生じているときは、当該

申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みは共済契約の締結の代理若しくは媒介に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

第十一条の十 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 共済契約者又は被共済者に対する虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為

三 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四 前三号に定めるものほか、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれがあるものとして農林水産省令で定める行為

第十一条の十一 第十条第一項第十号の事業を行ふ組合は、当該組合の共済代理店が当該組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

前項の規定は、同項の組合が、共済代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該共済代理店が当該組合のため行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害の発生の防止に努めた場合に生じたことを知つてゐるときは、この限りでない。

第一項の規定は、同項の組合から共済代理店に対する求償権の行使を妨げない。

民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、第一項の規定による損害賠償の請求権について準用する。

第十一條の十二 第十條第一項第十号の事業を行ふ組合は、この法律及び他の法律に定めるもののか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一條の三の三を第十一條の六とする。

第十一條の三の二中第十條第一項第三号の下に「又は第十号」を加え、「政令」を「農林水産省令」に改め、同条ただし書及び各号中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第十一條の五とする。

第十一條の三第二項中「次条、次節、第十二条、第三十三条、第五十四条の二及び第一百一条において」を「以下」に改め、同条を第十一條の四とする。

第十一條の二を第十一條の三とする。

第十二条第二項第三号を次のように改める。

三 組合が主たる構成員又は出資者となつてゐる法人(次に掲げる者を除く。)  
イ 前二号に掲げる者

八 農業協同組合中央会

ハ 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である第十一條の四十七第一項第一号に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社

二 第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社である保険会社及び保険業を行う外国の会社

第二十一条第一項中「組合員」を「非出資組合の組合員」に、「事業年度の終」を「事業年度末」に改め、同条に第一項として次のように加え  
る。

の全部の譲渡によつて脱退することができ  
る。この場合において、その譲渡を受ける者  
がないときは、組合員は、出資組合に対し、  
定款の定めるところによりその持分を譲り受  
けるべきことを、請求することができる。

第三十七条第一項中「第十条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合」を「組合(第十条第一項第三号又は第十号の事業を行ふ農業協同組合連合会その他の農林水産省令で定める組合を除く。)」に、「主務省令」を「農林水産省令」に改め  
る。

次の二項を加える。  
第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前二条の規定を準用する。

第一項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を行ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合については、商法第二百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二百四十五条第一項」とあるのは、「農業協同組合法第五十条

第一項の規定により出資組合が組合員の持分を譲り受ける場合には、第十四条第一項及び第二項の規定は適用しない。

第二十三条第一項中「組合員は」の下に「前第一項の規定により」を加え、「払戻」を「払戻」に改め、同条第二項中「事業年度の終」を「年度末」に改める。  
第二十四条中「あたり」を「当たり」に、「以て」「もつて」に改め、「により」の下に「第二十二第一項の規定により」を加え、「払込」を「払込」に改める。

第二十六条中「脱退した」を「第十二条第一項の規定により脱退した」に、「払戻」を「払戻し」に改める。

第二十七条第一項中「組合員は」の下に事  
業を休止したとき、事業の一部を廃止したと  
き、その他特にやむを得ない事由があると認め

れるときは」を加える。  
第二十八条第一項第九号中「準備金」を「利益  
備金」に改める。

第三十条第十二項中「第十条第一項第三号」の前に「又は第十号」を加え、同項第一号中「政令定める規模」を「その行う信用事業又は共済事

又は第十号を加え、「政令で定める規模」を

その行う信用事業又は共済事業の規模が農林省令で定める基準に改める。

第三十六条第六項中「子会社〔〕を「子会社等」」  
「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」  
「子会社ヲ」を「子会社等ヲ」に改める。

第三十七条第一項中「第十条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合」を「組合」第十条第一項第三号又は第十号の事業を行ふ農業協同組合連合会その他の農林水産省令で定める組合を除く。」に、「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第三十七条の二第一項中「農業協同組合中央会」を「全国農業協同組合中央会」に、「中央会」を「全国中央会」に改め、同条第二項から第四項まで、第六項、第七項及び第八項第一号中「中央会」を「全国中央会」に改め、同条第十項中「中央会」を「監査を行う全国中央会」に、「子会社等」を「子会社等」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に、「子会社ヲ」を「子会社等ヲ」に改め、同条第十二項中「中央会」を「全国中央会」に改める。

第三十九条第二項中「二百五十八条第一項」の下に「並ニ農業協同組合法第四十条第一項」を加え、「子会社（）」を「子会社等（）」に、「第九十三条第三項」を「第九十三条第二項」に、「子会社ヲ」を「子会社等ヲ」に改める。

第四十条第一項中「仮理事」の下に「若しくは仮監事」を加える。

第四十二条中「又は会計主任」を、「会計主任又は共済計理人」に改める。

第四十三条の三第三項中「当該組合員」を「当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員」に改める。

第四十四条第五項中「変更で当該共済規程の変更に係る第十条第一項第十号の事業が、その変更の前後を通じ、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものである」を「変更のうち、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係る」に、「政令の」を「政令

で」に改める。

第四十六条第四号中「第五十条の三第一項」を「第五十条の四第一項」に改める。

次の二項を加える。  
第一項及び第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、前項の規定による方法として準用する第四十九条第二項の規定による方法として、公告を官報のほか、公告をする方法として定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、当該組合による各別の催告は、することを要しない。  
第五十条の四を第五十条の五とする。  
第五十条の三第一項中「(同号)の事業(この事業に附帯する事業を含む。)」を「(同号)の事業(この事業を含む。)」を削り、同条第四項中「又は一部」を削り、「ついては」を「ついては第四十九条、第五十条及び第五十一条の二第五項の規定を、第一項に規定する共済事業の一部の譲渡については」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「第五十条の二第八項」に改め、同条を第五十条の四とし、第五十条の二の次に次の二条を加える。  
第五十条の三 第十条第一項第三号の事業を行う組合が同号の事業を行う他の組合の信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合において、その対価が最終の貸借対照表により当該組合に現存する純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額)をいう。第五十二条第一項において同じ。」の二十一分の一を超えないときは、前条第二項の規定にかかわらず、同項の総会の議決を要しない。  
前項に規定する組合が同項の規定により総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部の譲受けを行う場合における前条第四項において準用する第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「議決の日」とあるのは、「理事会(第三十条の二第四項の組合にあっては、經營管理委員会)の議決の日」とする。

第一項に規定する組合が同項の規定により  
総会の議決を経ないで信用事業の全部又は一部  
の譲受けを行う場合については、商法第一  
百四十五条ノ五第二項の規定を準用する。こ  
の場合において、同項中「第二百四十五条第  
一項」とあるのは、「農業協同組合法第五十条  
の二第一項」と読み替えるものとする。

第一項に規定する組合の総組合員(准組合  
員を除く)の六分の一以上の組合員(准組合  
員を除く)が前項において準用する商法第  
二百四十五条ノ五第二項の規定による公告又  
は通知の日から二週間以内に当該組合に対し  
書面をもつて信用事業の全部又は一部の譲受  
けに反対の意思の通知を行つたときは、第一  
項に定める手続による信用事業の全部又は一  
部の譲受けを行うことはできない。

第五十一条第一項及び第二項中「第十条第一  
項第三号」の下に「又は第十号」を加える。

第五十二条第一項中「貸借対照表上の資産の  
額から負債の額を控除して得た額をいう。以下  
この項において同じ。」を削る。

第五十二条の三中「第十一条の三、第十一条  
の三の三、第十一条の五から第十一条の七まで  
及び第五十条の四」を「第十一条の四、第十一条  
の六、第十一条の十三から第十一条の十九まで  
及び第五十条の五」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

出資組合は、次に掲げる場合には、前項の  
規定にかかわらず、当該組合員の持分を取得  
することができる。

一 第二十一条第一項の規定により組合員の  
持分を譲り受けたとき。

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連  
合会がその会員たる農業協同組合連合会と  
合併したとき。

第五十四条第三項中「全国連合会」を「出資組  
合」に、「その会員」を「組合員」に改める。

第五十四条の二第一項中「第十条第一項第三  
号の事業を行う」を削り、同条第二項中「前項

の」を削り、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、「以下」の下に「この項、次条、第九十四条の二及び第九十八条第六項において」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「主務省令」を「農林水産省令」に改める。

第五十四条の三第一項中「第十条第一項第三号」の下に又は第十号を加え、「主務省令」を「農林水産省令」に改め、「信用事業」の下に又は共済事業を加え、同条第二項及び第三項中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条第四項中「貯金者その他の信用事業」を「信用事業」又は「共済事業」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二合併によって消滅する出資組合の総組合員(准組合員を除く)以下この項目及び第五項において同じ)の数が合併後存続する出資組合の総組合員の数の二十分の一を超えない場合であつて、かつ、合併によって消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の二十分の一を超えない場合における合併後存続する出資組合の合併については、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による総会の議決を要しない。

前項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う合併後存続する出資組合は、その旨及び政令で定める事項を記載した合併契約書を作成しなければならない。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合について、商法第四百十三條ノ三第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「第四百八条第一項ノ承認」とあるのは、「農業協同組合法第六十五条第一項ノ議決」と読み替えるものとする。

合併後存続する出資組合が第一項の規定により総会の議決を経ないで合併を行う場合における前条第四項において準用する第四十九

条第一項の規定の適用については、同項中「出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日」とあるのは、「合併契約書を作成した日」とする。

合併後存続する出資組合の総組合員の六分の一以上の組合員(准組合員を除く)が第三項において準用する商法第四百十三条ノ三第三項の規定による公告又は通知の日から二週間以内に当該組合に対し書面をもつて合併に反対の意思の通知を行つたときは、第一項に定める手続による合併を行うことはできない。

第七十二条の二の二中並びに第四百二十六条を「第四百二十六条並びに第四百二十九条」に改める。

第七十三条第一項中「及び第二十一条」を「第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条」に改め、「場合のほか」との下に「第二十二条第二項中「非出資組合」とあるのは、「農事組合法人」と、第二十三条第一項中「前条第一項の規定により脱退した」とあり、並びに第二十四条及び第二十六条中「第二十二条第一項の規定により脱退した」とあるのは「脱退した」とを加え、同条第二項中「第十号」を「信用事業」の下に「又は共済事業」を加え、同条第二項中「第十号」の下に「又は第十号」を「信用事業」の下に「又は第十号」を「共済代理店」に改める。

第七十三条の二十七第一項中「前条第一項の承認を受けた中央会」を「全国中央会」に、「及び全国中央会にあつては主務大臣、都道府県中央会にあつてはその地区を管轄する都道府県知事」を、当該組合(都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地図とする農業協同組合連合会を除く)の地区を管轄する都道府県知事及び主務大臣に改め、同条第三項から第六項までの規定中「中央会」を「全国中央会」に改める。

第七十三条の二十九第二項及び第五項中「第二十一条及び」を「第二十二条第二項及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の四十一第二項第一号を次のよう改める。

一 定款の定めるところにより、第七十三条の三十の規定により選挙権を有する正会員が選挙した者

第七十三条の四十一第三項を削る。

第一項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令(改善計画の提出を求めるなどを含む)であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。

第九十四条の二第三項を削る。

第九十五条第三項中「第十一条の四第一項、第十一条の八第一項、第十一条の十四第一項又は第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の七第一項、第十一条の二十三第一項、第十一条の二十九第一項又は第十一条の三十二第一項」に改める。

第七十三条の四十三第一項中「事項」の下に「都道府県中央会にあつては、第五号に掲げる事項を除く」を加え、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 基本方針の設定及び変更

第九十三条第二項中「子会社」の下に「その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者(次項、次条、第九十九条の四及び第九十九条の

の指導の実施方法

三 その他中央会が組合の組織、事業及び經營の指導を行うために必要な事項

全国中央会は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

都道府県中央会は、基本方針に即して、第

七十三条の二十二第一項第一号の事業を行うものとする。

第七十三条の二十四中「前条第一項」を「第七

十三条の二十三第一項」に改める。

第七十三条の二十七第一項中「前条第一項の

承認を受けた中央会」を「全国中央会」に、「及び

全国中央会にあつては主務大臣、都道府県中央

会にあつてはその地区を管轄する都道府県知

事を」を、当該組合(都道府県の区域を超える区

域を地区とする組合及び都道府県の区域を地図

とする農業協同組合連合会を除く)の地区を

管轄する都道府県知事及び主務大臣に改め、

同条第三項から第六項までの規定中「中央会」を

「全国中央会」に改める。

第七十三条の二十九第二項及び第五項中「第

二十一条及び」を「第二十二条第二項及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の四十一第二項第一号を次のよう改める。

一 定款の定めるところにより、第七十三条の三十の規定により選挙権を有する正会員

が選挙した者

第七十三条の四十一第三項を削る。

第九十五条第三項中「第十一条の四第一項、第十一条の八第一項、第十一条の十四第一項又は第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の七第一項、第十一条の二十三第一項、第十一条の二十九第一項又は第十一条の三十二第一項」に改める。

第九十七条の二第一項中「認可又は承認(次項において「認可等」という。)」を「認可等」に改め、同条を第九十七条の四とする。

第九十七条の二組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なけれ

六第三号において「子会社等」という。)又は共済代理店」を加え、同条第五項中「子会社(第三項に規定する子会社をいう。次条及び第一百条において同じ。)」を「子会社等又は共済代理店」に、「第二項」を「前項」に改め、同条第三項及び

第四項を削る。

第九十四条第五項中「子会社」を「子会社等又は共済代理店」に改め、同条第六項中「前条第五項」を「前条第三項」に、「子会社」を「子会社等又は共済代理店」に改める。

第五項中「子会社等又は共済代理店」に改め、同条第二項中「第十号」を「信用事業」の下に「又は第十号」を「共済代理店」に改める。

第五項中「第十号」を「信用事業」の下に「又は第十号」を「共済代理店」に改める。

ばならない。

一 第十条第一項第十号の事業を行う組合が

共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。

二 第十条第一項第十号の事業を行う組合が

共済計理人を選任したとき、又は共済計理

人が退任したとき。

三 第十条第一項第三号又は第十号の事業を

行う農業協同組合が子会社対象会社(第十

一条の四十五第一項に規定する子会社対象

会社をいう。次号及び第五号において同じ)を

じ)を子会社としようとするとき(第五十

条の二第三項又は第六十五条第二項)の規定

による認可を受けて信用事業の全部若しく

は一部の譲受け又は合併をしようとする場

合を除く。第六号において同じ)。

四 第十条第一項第三号又は第十号の事業を

行う農業協同組合の子会社対象会社に該当

する子会社が子会社でなくなつたとき(第

五十条の二第三項の規定による認可を受け

て信用事業の全部又は一部の譲渡をした場

合を除く。第七号において同じ)。

五 第十条第一項第三号又は第十号の事業を

行う農業協同組合の子会社対象会社に該当

する子会社が子会社対象会社に該当しない

子会社となつたとき。

六 第十条第一項第三号の事業を行う農業協

同組合連合会が第十二条の四十七第一項第

三号又は第四号に掲げる会社(認可対象会

社(同条第四項に規定する認可対象会社と

同組合連合会の認可対象会社に該当する子

会社が認可対象会社に該当しない子会社と

なつたとき。

八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する子

会社が認可対象会社に該当しない子会社と

なつたとき。

九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会が第十二条の四十九第一項第

三号又は第四号に掲げる会社(認可対象会社を

いう。第十一号において同じ)を除く)を

子会社としようとするとき(第六十五条第

二項の規定による認可を受けて合併をしよ

うとする場合を除く)。

十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会の子会社が子会社でなくなつ

たとき。

十一 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する

子会社が認可対象会社に該当しない

子会社となつたとき。

十二 その他農林水産省令(信用事業に関す

るものについては、主務省令で定める場

合に該当するとき。

第十九条の三 この法律に定めるもののほ

か、この法律の規定による認可又は承認次

条において「認可等」という)に関する申請

の手続、書類の提出の手續その他のこの法律を

実施するため必要な事項は、農林水産省令

(信用事業に関するものについては、主務省

令)で定める。

第九十八条第一項中「第十条第一項第三号」の

下に「又は第十号」を、「信用事業」の下に「又は

共済事業」を加え、同条第一項ただし書中「第十

三条又は第四号に掲げる会社(認可対象会

社(同条第四項に規定する認可対象会社を

いう。第八号において同じ)を除く)を子

会社としようとするとき。

第十九十七条の二の規定による届出(同条第

閣府令・財務省令で定めるものに限る)があ

つたときも、同様とする。

第九十九条第一項中「第十条第一項第三号」の

下に「又は第十号」を加える。

第九十九条の二を次のように改める。

第九十九条の二 第五百四十四条の三第一項

の二に改め、「主務省令」の下に「同

号に規定する主務省令にあつては、金融破綻処

理制度及び金融危機管理に係るものに限る。」

を加える。

第九十八条の三に後段として次のように加え

る。

第九十七条の二の規定による届出(同条第

二号に係るものうち、農林水産省令・内

を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二 五十万円以下の罰金刑

(第十条第一項第三号又は第十号の事業を行

う組合にあつては、二億円以下の罰金

刑)

二 第九十九条の三 二億円以下の罰金刑

(第十条第一項第三号若しくは第十号の事

業を行う組合若しくはその子会社等又は共

済代理店にあつては、二億円以下の罰金

刑)

三 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑

(第十条第一項第三号若しくは第十号の事

業を行う組合若しくはその子会社等又は共

済代理店にあつては、二億円以下の罰金

刑)

四 前条 百万円以下の罰金刑

第五十九条の七 被調査組合の役員若しくは參

事その他の使用人又はこれらの者であつた者

が第十二条の四十第一項の規定による報告を

せす、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定期による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

したときは、一年以下の懲役又は五十万円以

下の罰金に処する。

第五十九条の四 第九十三条の規定による報告

若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告

若しくは資料の提出をし、又は第九十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金(第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等又は共済代理店に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては虚偽の記載をして公衆の縱覧に供した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第五十九条の五 第十二条の十の規定に違反し

て同条第一号から第三号までに掲げる行為を行

した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十九条の六 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ

の法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げた規定の違反行為をしたときは、その行為者に

罰金刑を科する。

二の四 第十二条の二十第一項の規定に違反

して、共済計理人の選任手続をせず、又は

同条第二項の農林水産省令で定める要件に

違反したとき。

九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会が第十二条の四十九第一項第

三号又は第四号に掲げる会社(認可対象会社を

いう。第十一号において同じ)を

子会社としようとするとき(第六十五条第

二項の規定による認可を受けて合併をしよ

うとする場合を除く)。

十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会の子会社が子会社でなくなつ

たとき。

十一 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する

子会社が認可対象会社に該当しない

子会社となつたとき。

十二 その他農林水産省令(信用事業に関す

るものについては、主務省令で定める場

合に該当するとき。

第十九条の三 この法律に定めるもののほ

か、この法律の規定による認可又は承認次

条において「認可等」という)に関する申請

の手続、書類の提出の手續その他のこの法律を

実施するため必要な事項は、農林水産省令

(信用事業に関するものについては、主務省

令)で定める。

第九十八条第一項中「第十条第一項第三号」の

下に「又は第十号」を、「信用事業」の下に「又は

共済事業」を加え、同条第一項ただし書中「第十

三条又は第四号に掲げる会社(認可対象会

社(同条第四項に規定する認可対象会社を

いう。第八号において同じ)を除く)を子

会社としようとするとき。

第十九十七条の二の規定による届出(同条第

二号に係るものうち、農林水産省令・内

閣府令・財務省令で定めるものに限る)があ

つたときも、同様とする。

第九十九条第一項中「第十条第一項第三号」の

下に「又は第十号」を加える。

第九十九条の二を次のように改める。

第九十九条の二 第五百四十四条の三第一項

の二に改め、「主務省令」の下に「同

号に規定する主務省令にあつては、金融破綻処

理制度及び金融危機管理に係るものに限る。」

を加える。

第九十八条の三に後段として次のように加え

る。

第九十七条の二の規定による届出(同条第

二号に係るものうち、農林水産省令・内

閣府令・財務省令で定めるものに限る)があ

つたとき。

第十九条第一項第三号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する子

会社が認可対象会社に該当しない子会社と

なつたとき。

八 第十条第一項第三号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する子

会社が認可対象会社に該当しない子会社と

なつたとき。

九 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会が第十二条の四十九第一項第

三号又は第四号に掲げる会社(認可対象会社を

いう。第十一号において同じ)を

子会社としようとするとき(第六十五条第

二項の規定による認可を受けて合併をしよ

うとする場合を除く)。

十 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会の子会社が子会社でなくなつ

たとき。

十一 第十条第一項第十号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する

子会社が認可対象会社に該当しない子会社と

なつたとき。

第十九条の三 この法律に定めるもののほ

か、この法律の規定による認可又は承認次

条において「認可等」という)に関する申請

の手続、書類の提出の手續その他のこの法律を

実施するため必要な事項は、農林水産省令

(信用事業に関するものについては、主務省

令)で定める。

第九十八条第一項中「第十条第一項第三号」の

下に「又は第十号」を加え、同条第一項ただし書中「第十

三条又は第四号に掲げる会社(認可対象会社を

いう。第八号において同じ)を除く)を子

会社としようとするとき。

第十九十七条の二の規定による届出(同条第

二号に係るものうち、農林水産省令・内

閣府令・財務省令で定めるものに限る)があ

つたとき。

第十九条第一項第三号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する子

会社が認可対象会社に該当しない子会社と

なつたとき。

第十九条の三 この法律に定めるもののほ

か、この法律の規定による認可又は承認次

条において「認可等」という)に関する申請

の手續、書類の提出の手續その他のこの法律を

実施するため必要な事項は、農林水産省令

(信用事業に関するものについては、主務省

令)で定める。

第九十八条第一項中「第十条第一項第三号」の

下に「又は第十号」を加え、同条第一項ただし書中「第十

三条又は第四号に掲げる会社(認可対象会社を

いう。第八号において同じ)を除く)を子

会社としようとするとき。

第十九十七条の二の規定による届出(同条第

二号に係るものうち、農林水産省令・内

閣府令・財務省令で定めるものに限る)があ

つたとき。

第十九条第一項第三号の事業を行う農業協

同組合連合会の認可対象会社に該当する子

会社が認可対象会社に該当しない子会社と

なつたとき。

第十九条の三 この法律に定めるもののほ

か、この法律の規定による認可又は承認次

条において「認可等」という)に関する申請

の手續、書類の提出の手續その他のこの法律を

実施するため必要な事項は、農林水産省令

(信用事業に関するものについては、主務省

令)で定める。

第九十八条第一項中「第十条第一項第三号」の

下に「又は第十号」を加え、同条第一項ただし書中「第十

三条又は第四号に掲げる会社(認可対象会社を

いう。第八号において同じ)を除く)を子

会社としようとするとき。

第十九十七条の二の規定による届出(同条第

二号に係るものうち、農林水産省令・内

閣府令・財務省令で定めるものに限る)があ

つたとき。





る。

7 第一項に規定する事業の譲渡については、第四十八条の三及び第四十八条の四の規定を準用する。

第四十九条第一項第一号の次に次の一号を加える。

## 一の二 合併

第四十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

## 三 事業の全部の譲渡

第五十条本文中「ときは、」の下に「合併及び」を加える。

## 第五十四条中「明治三十一年法律第十四号」

を削る。

## 第五十六条の次に次の二条を加える。

### (主務大臣の監督上の命令)

第五十六条の二 主務大臣は、基金協会の業務

又は財産の状況に照らして、当該基金協会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該基金協会に対

し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、当該基金協会の健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された

改善計画の変更を命じ、又はその必要な限度において、期間を定めて業務の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置

を命ずることができる。

## 2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む)であつて、基金協会の保証債務の弁済能力の充実の状況によつて必要があると認めるときは、主務省令で定める基金協会の保証債務の弁済能力の充実の状況に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。

第五十七条第一項中「前条」を「第五十六条」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十九条第一項中「基金協会」の下に「又是譲受者(以下「基金協会等」という。)」を加え、「その基金協会」を「その基金協会等」に改め、

5

主務大臣は、前項の認可に係る譲受者の第三項に規定する事業が健全に行われ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資することを確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

第六十一条中「基金協会」を「基金協会等」に、「保証債務」を「特定債務」に改める。

第六十二条、第六十三条及び第六十四条第一項中「基金協会」を「基金協会等」に改める。

第六十五条中「基金協会」を「基金協会等」に、「又は第五十九条第一項」を「若しくは第五十九条第一項」に改め、「違反したとき」の下に「又は譲受者の同条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたとき」を加え、同条に次の二項を加える。

2 主務大臣は、譲受者の第五十九条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、信用基

金に対し、前項に規定する措置をとるべき旨を命ずることができる。

第六十六条第一項第一号中「基金協会」を「基

金協会等」に改め、同条第二項中「基金協会」を「基金協会等」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七十一条中「第六十五条」を「第六十五条规定」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「基金協会」を「基金協会等」に、「保証債務」を「特定債務」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の「譲受者」とは、基金協会から保証事業の全部を譲り受けた者基金協会を除く。)であつて、その者が行う農業近代化資金等に係る債務の保証及び特定債務の保証の事業が主務省令で定める要件に適合するものであるものをいう。

4 信用基金は、第一項又は第二項の規定により前項の譲受者(以下「譲受者」という。)を相手方として保険契約を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

九の二 第四十八条の三又は第四十八条の四

第二項(これらの規定を第四十八条の九第七項において準用する場合を含む)の規定に違反して合併又は事業の譲渡を行つたとき。

第七十四条に次の二号を加える。

十五 第五十六条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同項の規定による命令に違反したとき。

第七十四条に次の二号を加える。

十六 第五十六条の二第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第七十四条に次の二号を加える。

十七 第五十六条の二第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二十四条及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農協法」という。)第十一条の五の規定は、農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「組合」という。)がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする取引又は行為について適用し、当該組合が施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例によること。

第三条 この法律の施行前に新農協法第十二条第三項に規定する事業が同項に規定する主務省令で定める要件に適合しなくなつたときは、同条第一項に、「同項」を「違反したときは、同項」に改める。

第七十二条第一項ただし書中「第五十九条第一項及び第五十九条第二項並びに」に改め、同条第三項に次の二項を加える。

ただし、第五十九条第三項にあつては、農

第三条 第一条の規定による改正前の農業協同組合法(以下「旧農協法」という。)第十二条の四第三項の承認の申請は、新農協法第十二条の七第四項の届出とみなす。

2 この法律の施行前に行われた前項に規定する共済規程の変更(同項に規定する申請が行われたものを除く。)は、新農協法第十二条の七第四項の規定の適用については、施行日に行われたものとみなす。

第四条 新農協法第十二条の九の規定は、施行日

林水産省令・財務省令とする。

第七十四条第九号の次に次の二号を加える。

以後に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合が受ける共済契約の申込み又は施行日以後に締結される共済契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く。)について適用する。

第五条 新農協法第十一条の十三の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧農協法第十一条の五の責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧農協法第十一条の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の準備金は、新農協法第十一条の十三の責任準備金として積み立てられたものとみなす。

第六条 新農協法第十一条の十四の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の支払準備金の積立てについて適用する。

第七条 新農協法第十一条の十五の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用する。

2 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、新農協法第十一条の十五第一項に規定する特定資産(同号の事業を行なう農業協同組合にあつては、旧農協法第十一条の六の規定により同号の事業に係るものとして区分された会計に属するものに限る。)の新農協法第十一条の十五第二項に規定する売買等による損失の額が同項に規定する売買等による利益の額を超える場合にその差額のてん補金として積み立てられたものとみなす。

第八条 新農協法第十一条の十六の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者割戻しを行う場合について適用する。

第九条 この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、新農協法第十一条の十八第一項の農林水産省令で定める共済契約に係る旧農協法第十一条の五の責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けている場合には、当該特別の勘定は、新農協法第十一条の十八第一項の規定により設けた特別勘定とみなす。

第十条 新農協法第十一条の二十の規定は、この法律の施行の際現に新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第十二条 新農協法第十一条の四十五第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の共済事業会社(新農協法第十一条の七第二項に規定する共済事業に相当する事業を行い、又は同項に規定する共済事業に相当する事業に從属し、付随し、若しくは関連する業務を営む会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)を子会社(新農協法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)としている新農協法第十一条の四十五第二項第一号又は第三号に掲げる農業協同組合の当該共済事業会社については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第十四条 新農協法第十一条の四十九第一項の規定は、この法律の施行の際現に同項に規定する子会社対象会社以外の会社を子会社としている新農協法第十一条の十号の事業を行う農業協同組合連合会の当該会社については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

2 前項の農業協同組合は、同項の届出に係る新農協法第十一条の四十五第一項に規定する子会社対象会社以外の共済事業会社が子会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第十五条 新農協法第十一条の五十第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数新農協法第十一条の四十六第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超えて有している新農協法第十条第一項第十号の事業を行う組合が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合又はその子会社が同日において新農協法第十一条の四十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、同条の規定を適用する。

4 前項の規定による届出をした農業協同組合連合会は、当該届出に係る認可対象会社を子会社とすることにつき、施行日において新農協法第十一条の四十九第四項の認可を受けたものとみなす。

第十五条 新農協法第十一条の五十第一項の規定は、この法律の施行の際現に国内の会社(同項に規定する国内の会社をいう。)の議決権を合算してその基準議決権数(同項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて有している新農協法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社による当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合連合会が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、同日後は、当該国内の会社の議決権の保有については、当該農業協同組合連合会又はその子会社が同日において新農協法第十一条の五十第二項において準用する新農協法第十一条の四十六第二項本文に規定する事由により当該国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得したものとみなして、新農協法第十一条の五十の規定を適用する。

第十六条 新農協法第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条及び第二十六条の規定は、施行日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退について適用し、施行日の属する事業年度以前における組合員の脱退については、なお従前の例による。

第十七条 この法律の施行の際現に新農協法第十一条第一項第十号の事業を行う組合(同項第三号の事業を併せ行なう農業協同組合を除く。)については、新農協法第三十条第十二項及び第十三項の規定は、施行日以後最初に招集される通常





平成十六年五月十八日印刷

平成十六年五月十九日發行

衆議院事務局

印刷者

國立印刷局